

(第2編)

第7章 被疑者の仮釈放

第528条 仮拘禁は、それを発生させた原因が存続する間のみ継続する。

被逮捕者または在監者は、その無実が判明する場合、訴訟のどの段階でも釈放される。

訴訟手続きに介入するすべての当局は、被疑者の逮捕と仮拘禁を可能な限り短縮する義務を負う。

第529条 被捜査者または被疑者の仮拘禁が取り決められなかったとき、裁判官または裁判所は、第505条の規定に従って、被捜査者または被疑者が仮釈放を続けるために保釈保証金を提供すべきかどうか命じる。

裁判官または裁判所が保釈保証金の提供を命じた場合、同じ(裁判官/裁判所)決定の中で、提供しなければならない保釈保証金の種類と金額が設定される。

この決定は、被捜査者または被疑者、検察官および訴訟のその他当事者に通知され、第507条の規定に従って不服申立てすることができる。

(本条の最終改訂。2015年)

第529条の2 車両の運転を許可された者の裁判手続きが、その運転が原因で犯された犯罪により命じられるときで、被疑者を放免している必要がある場合、裁判官は、裁量で、運転免許証の使用を、それを回収して、(回収を)証する書類を訴訟記録に残すように命じて、一時的に剥奪できる。裁判所書記官は、それを発行した行政機関に通知する。

(本条の新設。2009年)

第530条 仮釈放の状態にあるべき被捜査者または被疑者は、保釈保証金の有無にかかわらず、関連する(裁判官/裁判所)決定で定められた日、および、訴訟事件を審理する(予審)裁判官または裁判所に呼び出されるたびに、出頭する義務がある。この義務の遵守を確実にするために、裁判官または裁判所は、理由を示してその者のパスポートの留置を取り決めることができる。

(本条の最終改訂。2015年)

第531条 保釈保証金の種類と金額を計算するためには、犯罪の性質、被疑者の社会的地位と経歴、さらには、司法当局の手の届かないところにあることで被疑者の利害に多かれ少なかれ影響を与える可能性のあるその他の状況が考慮される。

第532条 保釈保証金は、訴訟を審理する裁判官または裁判所が呼び出したときに

被疑者の出頭に責任を負うことを目的にする。その金額は、その設定のために形成される別の部門(ramo)で発生した費用の支払いに使用され、残りは国に与えられる。

第 533 条 被疑者の仮釈放を得るために提供される保釈保証金には、その性質、並びに、(保釈保証金を)設定する、受入れられて評価される、および、代替される形態に関して本編第 9 章第 591 条から第 596 条が定めるすべての規定が、適用される。

第 534 条 最初の(裁判官/裁判所の)呼出しに被疑者が出廷しない場合、または、出廷できなかつたことを正当化しない場合、裁判所書記官は人的保証人、または、保釈保証金として提供されたあらゆる種類の資産の所有者に対し、不出廷者を出廷させるために 10 日の期限を与える。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 535 条 人的保証人または保釈保証金の目的物の所有者が設定された期間内に不出廷者を出廷させない場合、保釈保証金の執行が手続きされる。国に授与されたと宣言され、最寄りの歳入当局に、第 532 条の末尾に示される費用を控除して、引き渡される。

第 536 条 保釈保証金の執行のため、裁判所書記官は民事訴訟法第 3 編第 4 章第 4 節の規定に従って強制執行の方途により手続きする。

人的保証の場合、当該保釈保証金受入れ時に設定された金額が満たされるまで、(人的)保証人の資産に対して強制執行の方途により手続きされる。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 537 条 保釈保証金の財物が被疑者の所有物の場合、裁判所の呼出しに被疑者が出廷しなかつた場合、または、出廷できなかつたことを正当化しなかつた場合には、直ちに保釈保証金は執行され、国に授与される。

第 538 条 検察庁は、保釈保証金の財物を処分する、また、その額を財務省に引き渡すすべての手続きに介入する。

県控訴院対応検察官は、予審裁判官が存する場所の都市検察官(Fiscal municipal : 前掲)に介入を委任するか、状況に応じて一件書類を送付するよう要請することができ、可能であれば、単一の令状(dictamen)で要請をなすよう務める。

第 539 条 仮拘禁、仮釈放および保釈保証金の(裁判官/裁判所)決定は訴訟期間中修正可能である。

その結果、被捜査者または被疑者を必要に応じて何度でも拘留または釈放することができる、また、裁判の結果を確実にするために必要に応じて保釈保証金を変更で

きる。

放免の状態にある者に拘禁または保釈保証金付き仮釈放を取り決める場合、または、すでに取り決められた仮釈放の条件を仮拘禁または保釈保証金付き仮釈放に置き換えて加重する場合には、検察庁または私人訴追人からの請求が必要となる。裁定は第 505 条で言及される聴聞会開催後に行われる。

それにも関わらず、裁判官または裁判所の判断で、第 503 条の要件が存在する場合には、被捜査者または被疑者が放免の状態である場合には、保全措置を修正するか、または、拘禁を科す（裁判官／裁判所）決定を下す、しかし、次の 72 時間の期間内に前述の聴聞会を招集しなければならない。

裁判官または裁判所が、措置に服する者にとってより有利な条件での釈放、または、仮釈放の修正が適切であると判断する場合には、当事者からの要請に従うことなく、いつでも職権でそれを取り決めることができる。

（本条の最終改訂。2003 年）

第 540 条 被疑者が設定された期間内に保釈保証金を提供しない場合、または、増加しない場合、拘禁される。

第 541 条 次の場合、保釈保証金は取り消される：

1. 保証人が、被疑者を出頭させて、（取消しを）請求するとき。
2. 被疑者が拘禁されたとき。
3. 訴え却下の確定決定または無罪の確定判決が下されたとき、あるいは、有罪判決が下された場合で、有罪判決を受けた者が刑に服するため出頭したとき。
4. 訴訟係属中での被疑者の死亡により。

第 542 条 被疑者が、有罪の確定判決が下され、最初の召喚に出頭しない場合、または、出頭できなかつたことを正当化しない場合には、保釈保証金は、第 535 条に規定された条件に基づいて、国に授与される。

第 543 条 一旦保釈保証金が（国に）授与されると、保証人は保釈保証金の返還を求める請求権を失い、被疑者またはその相続人に対して賠償金を請求する権利のみ有する。

第 544 条 拘禁および仮釈放の手続き並びに保釈保証金は別件で審理される。

第 544 条の 2 刑法第 57 条に記載される犯罪のいずれかが捜査される場合、裁判官または裁判所は、理由付き方法で、被害者を保護するために厳密に必要な場合には、被疑者にある特定の場所、地区、（自治）市、県、地方自治体、または、自治州での居住を予防的に禁止できる。

これらと同じ条件で、予防的に、ある特定の場所、地区、(自治)市、県、その他の地方自治体、自治州に出向くことを、または、必要な範囲で、特定の者に近づくことまたは通信することを禁止できる。

これらの措置を命令する際には、被疑者の経済状況およびその健康、家族状況および労働活動が要求することが考慮される。特に、この措置の実施中および終了後でのこの最後の事項(労働活動)の継続可能性に注意が払われる。

被疑者が裁判官または裁判所により取り決められた措置の不履行の場合、裁判官または裁判所は、第 503 条の条件での仮拘禁、第 544 条の 3 に規定される保護命令、または、個人の自由のより大きな制限を伴う別の保全措置の採用のために、第 505 条に規定される聴聞会を招集する。このためには、不履行の出来事、その原因、重大性および状況が考慮される。ただし、不履行により発生する可能性のある責任を害しない。

性的自由の完全保障基本法(Ley Orgánica de Garantía Integral de la Libertad Sexual)第 3 条に規定される犯罪のなんらかが捜査される場合、この規定で予定される被害者保護措置の何らかが取り決められると、その履行の管理のためにインターネット装置の使用を、理由付き裁定を通して、取り決めることができる。

(本条の新設。1999 年)(本条の最終改訂。2022 年)

第 544 条の 3 ① 予審裁判官は、刑法第 173 条第 2 項に記載されるなんらかな者の生命、身体的または精神的健全性、性的自由、自由または安全に対する犯罪または軽罪の根拠ある徴候が存在して、本条で規制される保護手段のいずれかを採用する必要がある客観的な危険状況が被害者に発生する場合、家庭内暴力の被害者のために保護命令を下す。

② 保護命令は、裁判官により、職権で、または、被害者または被害者と前項で示される関係のなんらかを有する者あるいは検察庁の請求で取り決められる。

本法第 262 条に規定される一般的告発義務を害しないで、前項で言及されるいずれかの出来事を知った公的または民間の支援機関または組織は、直ちに当直(治安)裁判官(*juez de guardia)または検察庁に、(それらの者が)保護命令採択の手続きを開始または請求できるようにするために、知らせなければならない。

(訳者注:juez de guardia(当直(治安)裁判官は、地域の予審裁判官が輪番で務める。)

③ 保護命令は、司法当局または検察庁、もしくは、治安維持諸勢力および諸部隊、被害者ケアユニット、社会福祉サービスまたは公共行政機関付属の支援組織に(それを)直接請求できる。かかる請求は直ちに管轄裁判官に送付されなければならない。裁判官の管轄区域について疑義が生じた場合には、保護命令採択の手続きは、保護命令が請求された裁判官によって開始され、裁定されなければならない。ただし、その後、管轄裁判官へ訴訟行為を移送することを害しない。

前述の社会福祉サービスおよび支援組織は、支援しなければならない家庭内暴力の被害者に保護命令の請求書を提供し、このために情報、用紙および、場合によって、司法機関および検察庁とのインターネット通信チャネルを提供する。

④ 保護命令の請求書を受理した後、当直(治安)裁判官は、本条第 1 項規定の場

合、被害者またはその法定代理人、請求人および、場合によって、弁護士の支援を受けた加害被疑者を緊急聴聞会へ呼び出す。同様に検察庁も呼ばれる。

この聴聞会は、第 505 条に規定される聴聞会と同時に、また、その招集が適切な場合には、本法第 4 編第 3 章（*特定犯罪の迅速な裁判手続き）に規定される手順に従って扱われる訴訟において第 798 条に規定される聴聞会と同時に、または、場合によって、軽罪の裁判行為と同時に開催することができる。例外的に（当直（治安）裁判官の）市民保護サービス中に聴聞会を開催することができない場合には、請求を受けた裁判官ができるだけ早く聴聞会を招集する。いずれにしても、聴聞会は（保護命令）請求書の提出後最長 72 時間以内に開催されなければならない。

聴聞会の間、当直（治安）裁判官は、加害被疑者と被害者、その子供たちおよびその他の家族との間の対立を防ぐために必要な措置を講じる。この目的のために、それらの者はこの聴聞会での発言を別々に行うよう処置される。

聴聞会の後、当直（治安）裁判官は、決定を通して、保護命令の請求について、および、それに含まれる措置の内容と期間について適切なものを裁定する。前述の内容を損なうことなく、予審裁判官は訴訟事件の取扱い中いつでも、第 544 条の 2 に規定される措置を採用できる。

⑤ 保護命令は、第 1 項で述べた事件の被害者に、本条に規定される民事および刑事秩序の予防的措置、および、法制度に規定される社会的支援および保護のその他の措置を含む保護の包括的地位を与える。

保護命令はいかなる当局および公共行政機関に対して有効である。

⑥ 刑事的性質の保全措置は、刑事訴訟法に規定される措置のいずれかでも構成できる。その要件、内容および期間は、一般的に本法に規定されるものとなる。これら（措置）は、被害者の、および、場合によって、その親権、後見、保佐、監護または保護に服する者の即時かつ包括的な保護の必要性を考慮して、予審裁判官によって採用される。

⑦ 民事的性質の措置は、被害者またはその法定代理人によって、あるいは、未成年の子または裁判上の能力が修正されている者がいる場合は検察庁によって請求されなければならない。その遵守体制および必要に応じて所要の補足措置が決定される。ただし、民事司法秩序機関によって事前に（措置が）取り決められていない場合を条件とし、民法第 158 条に規定される措置を害しない。被害者と同居し、それに扶養されている未成年者または特別な保護が必要な障害者がある場合は、裁判官は、いずれにしても、職権を含んで、そのような措置の採用の妥当性について言い渡さなければならない。

これらの措置は、親権、保護、後見、保佐または事実上の監護を行使する方式、家族の家の使用・収益の割り当てで構成され、未成年者または特別な保護が必要な障害者の監護・保護の体制、それらとの面会、通信および滞在の方法、扶養提供の方法、および、危険からそれらの者を引き離す、または、危害を与えないことを目的とする適宜と考えられる処置を決定できる。

刑事的内容を持つ保護命令が下され、かつ、未成年の子が本条第 1 項が言及する暴力を目撃する、被るまたは同居するという根拠ある徴候が存在するときは、司法当局は、職権で、または、当事者の請求で、被疑者の面会、滞在、連絡または通信を、その者に依存する未成年者に関して、停止させる。しかしながら、当事者の請求で、

司法当局は、未成年者のより大きい利益で、また、親子関係の状況を事前に評価して、理由付き裁定を通して、その停止を取り決めないことができる。

保護命令に含まれる民事的性質の措置は、30日間の一時的な存続期間を持つ。この期間内に、被害者またはその法定代理人の請求により民事裁判（管轄）権の前で家族（関係）訴訟が開始された場合、採用された措置はその訴えの提出後30日間有効となる。これらの措置は、この期間内に管轄ある（民事の）第一審裁判官によって追認、修正または無効にされなければならない。

⑧ 保護命令は当事者に通知される、また、裁判所書記官により直ちに、その公証謄本全文を通して、安全措置あるいは社会的、法的、保健的、心理的またはその他のいかなる種類の支援措置であろうと保護措置を採用するために、被害者および関連する公共行政機関に伝達される。このために、これら通信の機敏性を確保する行政調整包括システムが規則で設定される。

⑨ 保護命令には、被捜査者または被疑者の訴訟手続きの状況、および、採用された保全措置の範囲と期間について、被害者に恒常的に通知する義務が含まれる。特に、被害者には、被疑加害者の入獄状況が常に知らされる。この目的のために、刑務所当局に保護命令が通知される。

⑩ 保護命令は、家庭内暴力およびジェンダー暴力の被害者保護のための中央登録簿 (Registro Central para la Protección de las Víctimas de la Violencia Domésticas y de género) に登録される。

⑪ 進行中の刑事訴訟手続きの取扱い中に、本条第1項に示される関係のいずれかによって被捜査者または被疑者と結びつきがある者のいずれかに危険な状況が生じる場合、訴訟を審理する裁判官または裁判所は、前数項の規定に従って被害者の保護命令を取り決めることができる。

（本条の新設。2003年）（本条の最終改訂。2021年）

第544条の4 ① 法人が告発された場合、課される保全措置は、1995年11月23日刑法基本法 (Ley Orgánica del Código Penal) 10/1995 に明示的に規定される措置である。

② この措置は、当事者の事前の請求で、関係あるすべての当事者を呼び出す審問の開催後に取り決められる。保全措置を判断する決定は控訴でき、これは優先的に処理される。

（本条の新設。2011年）

第544条の5 ① 刑法第57条に挙げられている犯罪のいずれかが捜査される場合、（予審）裁判官または裁判所は、未成年または裁判上の能力が修正されている被害者を保護するために、場合によって、理由付きで次の措置のいずれかを適用する：

a) 両親の一方の親権の停止。この場合、未成年者または裁判上の能力が修正されている者の利益で、面会または通信の方法を、および、場合によって、この方法が実行されなければならない条件および保障を設定できる。

b) 後見、保佐、監護または保護の停止。

c) 未成年者または裁判上の能力が修正されている者について親権、後見またはその他のいかなる種類の後見人機能、あるいは、保護または支援の行使を監督する仕組みを設定する。ただし、検察庁および管轄公共機関の独自の管轄権を害しない。

d) 未成年者または裁判上の能力が修正されている者の保護を確保するために必要な場合、非同居者または現行の状態にある他の家族との面会または通信に関する方法を一時停止または修正する。

② 訴訟手続きの過程で、未成年者にとって危険または有りえる非支援の状況の存在が明らかになった場合、および、いずれにしても、前段の a) または b) の措置のいずれかが適用された場合、裁判所書記官は、未成年者の保護を法的に委託された管轄公共機関および検察庁に、必要な保護措置が講じられるように、直ちに通知する。同じ目的で、その解除またはその他の修正、および、第 3 項で言及される裁定が通知される。

③ 訴訟手続きが終了すると、裁判官または裁判所は、もっぱら影響を受ける者の利益を考慮して、採用された保護措置を追認または解除する。検察庁およびこの措置によって影響を受ける当事者は、民事訴訟法第 770 条に規定される手続きに従って、裁判官にその措置の修正または解除を請求できる。

(本条の新設。2015 年)